

平成 31 年度
東京都予算編成に対する
重 点 要 望

平成 30 年 11 月

東 京 都 町 村 会

目 次

1 町村の安定的な財源確保に関すること

(1) 市町村総合交付金の充実	1
(2) 地方創生の推進	2
(3) 西多摩地域及び島しょ地域の個性と魅力ある地域づくりに向けた施策の推進	3
(4) 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政援助の充実	4

2 島しょ地域の振興、発展に関すること

(1) 小笠原空港の開設に係る整備計画の早期策定	5
(2) 島しょ地域の振興策の推進と財政援助の充実	6
(3) 特定有人国境離島に指定された伊豆諸島南部地域と指定されない北部地域の 一体的な振興策の推進	7

3 安全・安心な町村の実現に関すること

(1) 地震・津波・噴火・集中豪雨に対する防災体制等の充実強化	9
(2) 地域防災対策等に対する支援の拡充	11
(3) 離島海空路の充実強化と安全対策	13
(4) 離島のヘリポート整備に対する財政支援、技術的支援	14
(5) 大島町の復旧・復興事業の早期整備促進に対する更なる財政支援	15
(6) 土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施	16
(7) 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進	17

4 福祉の充実した町村の実現に関すること

(1) 医療保険制度の一本化に向けた取り組みについて	18
(2) 介護保険制度改革に伴う支援策の充実	19
(3) 介護報酬の内、地域区分の設定については、早急に、広域行政圏など広域的な 区分に変更	20
(4) 後期高齢者医療制度の円滑な実施のための財政支援等	21
(5) へき地医療行政等の充実	23
(6) 母子保健事業の充実	24
(7) 子育て環境の充実	26
(8) がん検診への支援の充実	27
(9) 公立病院等に対する施設整備事業補助の充実	28
(10) 病院利用者宿泊施設の拡充等	29

5 農林水産業の振興に関すること

(1) 農業振興対策の推進	30
(2) 林業総合振興対策の充実強化	32
(3) 森林環境譲与税（仮称）を活用した林業労働力確保等の充実及び財政支援	33
(4) 水産業の振興	34
(5) 港湾・漁港の整備促進	36

6 住民生活を支える道路、交通、住宅に関すること

(1) 市町村土木補助の充実	38
(2) 都道の整備促進等	39
(3) 多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進	41
(4) 土砂災害に関する避難確保計画作成のための技術的支援の拡充	42

7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること

(1) 総合的観光対策及び補助制度の充実	43
(2) 奥多摩小屋跡地の活用及び国立公園内の施設整備の充実	45
(3) 島しょ部における生態系の総合調査の実施	46
(4) 地球温暖化防止のためのCO ₂ 削減に対する支援及び再生可能エネルギー対策 への財政支援等の強化	47

8 小中学校等の運営充実と施設整備の促進に関すること

(1) 小中学校等の運営の充実	48
(2) 小中学校施設整備の促進	50

9 東京オリンピック・パラリンピックに関すること

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けての気運醸成への財政支援と聖火リレーの全町村を巡るコース設定	51
(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会合宿地の誘致と施設整備の財政支援	52

要 望 事 項	1 町村の安定的な財源確保に関すること
	(1) 市町村総合交付金の充実

(要 旨)

市町村総合交付金に係る次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- ① 行政水準の維持向上を図るため、継続的財政支援の拡充
- ② 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した弾力的・効果的な配分
- ③ 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策、地域経済活性化対策、行政サービスの充実等に対する財政補完の強化
- ④ 交付金の対象範囲の拡大
- ⑤ 市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実

(説 明)

市町村総合交付金は、町村の財政運営にとって重要な財源であり、年々増額されてきていることを、町村運営に対する都の配慮と真摯に受け止めている。

しかし、人口減少・高齢化に対応する施策や施設の維持・更新等、財政力の弱い町村にとっては厳しい状況が続き、住民サービス向上や社会資本の充実に十分応えられないのが現状であり、都による市町村総合交付金を中心とする継続的財政支援が必要である。

市町村総合交付金は、公共施設の整備状況や財政力を勘案して弾力的・効果的な配分を行うとともに、財政補完機能を強化するように図られたい。

また、行政需要は多様化しており、町村においても都市基盤となる公共施設の整備促進や地域固有の地場産業の振興、少子化・若者定住化対策、交通弱者の解消等が求められているが、地域の特性や地理的条件に応じて活用のできる市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実を図ることが必要である。

参考 総合交付金の予算額 平成30年度550億円（うち政策連携枠20億円）

(当初予算ベース)	平成29年度500億円	平成28年度490億円
	平成27年度483億円	平成26年度473億円
	平成25年度465億円	

要 望 事 項	1 町村の安定的な財源確保に関すること
	(2) 地方創生の推進

(要　旨)

地方創生の推進に向けた人口減少の克服と地域の活性化の取り組みに対する国や都からの財政支援を図られたい。

(説　明)

平成26年12月、国は人口減少の克服と地方創生に向けて「長期ビジョン」と平成27年度～31年度の5か年を期間とした政策目標・施策を掲げた「総合戦略」を策定した。

これを受けて、町村では、平成27年度中に「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を地域の実情にあわせて策定し、その実現に向けて取り組んでいるところである。

町村は町村の価値や魅力を高め、子どもを産み育てる環境を整え、安心して住み続けることができるまちづくりなど一層積極的に展開していく。

この実現のためには、国や都は、様々な取り組みの障害となる規制の撤廃等、地方分権のさらなる推進を強力に進めることが必要である。

また、事業の展開にあたって財源の確保が重要となるが、地方交付税等の一般財源総額を確保することにより町村の財政基盤を強化するとともに、地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとし、その規模を拡充するよう強く国に働きかけられたい。

要 望 事 項	<p>1 町村の安定的な財源確保に関すること</p> <p>(3) 西多摩地域及び島しょ地域の個性と魅力ある地域づくりに向けた施策の推進</p>
------------------	---

(要　旨)

西多摩地域及び島しょ地域の振興策を都として積極的に推進されたい。

- ① 西多摩地域の豊かな自然を活かした魅力と活力のある地域づくりの推進、生活基盤の整備及び多摩重点事業の着実な推進
- ② 島しょ地域の豊かな海洋資源を活かした産業・観光振興と離島交通ネットワークの強化
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法等適用地域に対する助成施策の充実
- ④ 小笠原諸島振興開発特別措置法の期限の延長

(説明) 東京都は、西多摩地域の振興策を都として積極的に推進されたい。

都はこれまでの計画を踏まえて、「多摩の振興プラン」を平成29年9月に策定したが、この着実な推進により西多摩地域の目指すべき姿の実現を図ることが必要である。一方、島しょ地域については、東京都離島振興計画や小笠原諸島振興開発計画を踏まえ、各種振興策を着実に進める必要がある。

また、小笠原諸島については、振興の根幹となる「小笠原諸島振興開発特別措置法」が平成30年度末で失効しようとしている。産業振興と生活環境の整備を進め、世界自然遺産たる豊かな自然環境を維持し、国境離島としての国家的役割を果たすためには現行特別措置の継続に向け同特別措置法を改正し、その期限の延長を強く国に働きかけるよう要望する。

要 望 事 項	1 町村の安定的な財源確保に関すること
	(4) 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政援助の充実

(要　旨)

西多摩地域の振興と均衡のとれた発展を図るうえから、都の支援体制の強化と財政援助の充実を図られたい。

(説　明)

西多摩地域は、東京都の中でも交通、道路等の都市基盤整備が立ち遅れており、多くの行政課題が山積している。このため、都との密接な連携のもとに、それぞれが機能分担を図ることにより、地域に共通する課題に対応し、均衡のとれた発展と振興を図ることが重要である。

平成28年3月に策定した新しい西多摩地域広域行政圏計画は、平成28年度から平成32年度の5カ年にわたる計画であり、厳しい財政状況の中、人口減少や少子高齢化の進行に伴う多様で高度な住民ニーズに対応し、圏域の活力や行政経営の自立性・持続性を確保していくことにより、構成市町村間の連携・協調をより一層効果的に推進するための指針である。

この新たな計画は最終的な目標を、「西多摩地域全体の魅力と自立性が高まり、持続可能な社会を目指す」としており、将来に向けた戦略的な社会基盤整備や人づくりも含めた西多摩地域における「多摩の拠点」整備については、都の積極的な支援が必要である。

については、広域行政圏でしか成しえないような先駆的な取り組みには言うに及ばず、今後計画される事業に対して、関係自治体の状況を踏まえ、財政援助を図るなど特段の支援が必要である。

要 望 事 項	2 島しょ地域の振興、発展に関すること
	(1) 小笠原空港の開設に係る整備計画の早期策定

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、空港整備に係る計画案を検討し、早期に策定されたい。

(説 明)

小笠原諸島が日本に復帰した当初から検討されている小笠原空港について、都においては、これまで、精力的に調査・検討を重ね、紆余曲折はありながらも、空港整備に係る計画案の検討が進められていることは承知しているが、結果として、現在においても、その開設の目途は付いていない状況にある。

都におかれては、平成27年度に設置された「小笠原航空路に関する検討会議」において、実務者による計画案の検討をこれまで以上に推進し、「小笠原航空路協議会」の議を経て、計画案を早期に取りまとめられたい。

要 望 事 項	2 島しょ地域の振興、発展に関すること
	(2) 島しょ地域の振興策の推進と財政援助の充実

(要 旨)

島しょ地域の振興と発展を図るうえから、都の支援体制の強化と財政援助の充実を図られたい。

- ① 島しょ地域における地域力創造推進対策の推進
- ② 島しょ地域における都単独事業予算の拡大
- ③ 島しょ振興公社に対する貸付金の継続
- ④ ヘリコマーター定期運航事業に対する財政支援

(説 明)

島しょ町村は、地域の安定的な経済基盤を確立し、地域全体としてのレベルアップを図るため、連携して振興施策に取り組んでいるところであるが、農林水産分野をはじめ、観光、交通体系等広範にわたり大きな課題が残されている。

このため、島しょ地域の経済基盤を強化し、経済の活性化を図るため、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進計画に基づき、積極的な事業展開を図っていく必要があるが、島しょ町村は、財源の確保が厳しいことから都の財政支援が必要である。

また、島しょ間の交通については、都と島しょ町村で公益財団法人東京都島しょ振興公社を設立し、都の特段の支援を得て、ヘリコマーターを運航しているところである。

安定運航等への島しょ住民の要求は極めて強いことから、安定運航等を確保するため、一層の財政支援の強化が不可欠である。

要 望 事 項	2 島しょ地域の振興、発展に関すること (3) 特定有人国境離島に指定された伊豆諸島南部地域と指定されない北部地域の一体的な振興策の推進
------------------	--

(要 旨)

いわゆる「有人国境離島法」の制定により、伊豆諸島のうち南部地域のみが特定有人国境離島に指定され、地域社会を維持するうえで必要な施策を行う場合には、国の財政措置が講じられることとなった。都は、特定有人国境離島に指定されない北部地域の振興についても同等の支援が講じられるよう国に強く働きかけるとともに、都としても南北間に格差が生じないよう、一体的な振興を図ること。

(説 明)

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が制定され、平成29年4月から施行された。

本法では、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる地域を、特定有人国境離島地域と定め、全国で15地域71島が指定され、東京都では伊豆諸島南部地域の三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島の4島が指定されている。

国は、指定地域の維持を推進するため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(以下、「交付金」。)を創設し、地域の人口減の抑制、物資の費用負担の軽減、新規雇用者数の増加及び観光客等交流人口の増加に資するよう、①航路・航空路運賃低廉化、②物資の費用負担の軽減、③雇用機会の拡充、④滞在型観光の促進について財政支援を行なっている。

都は、この交付金を活用して伊豆諸島南部地域の航空路運賃の低廉化を平成29年度に実施し、更にヘリコマーターラインの運賃低廉化について、平成30年度中に実施できるよう予算措置をしている。一方、伊豆諸島北部地域に対しても伊豆諸島全域の一体的な振興を推進するという観点から、平成30年度に国の補助制度の活用により航空路運賃の低廉化を実施し、また、ヘリコマーターの運賃低廉化についても都単独で行なうこととした。

次に物資の費用負担の軽減については、都は既に単費により実施しているが、交付金を活用する事で最大80%軽減できるよう制度設計がなされていることから、支援を拡大されたい。

続いて、人口減少が続く島嶼地域において雇用の場の創出・拡充が定住化の促進に極

めて有効であることから、実効性の高い支援策を講じられたい。

さらに、伊豆諸島の基幹産業である観光業の振興については、地域の魅力を開発し、また一層高めて発信していくことで国内外の認知度を上げていくことが重要である。地域の魅力を旅行商品化することや観光サービスの担い手の育成などの取り組みを支援し、観光客等交流人口の増加につなげる滞在型観光の促進の支援策を講じられたい。

上記の支援を実施する際には航空路運賃等の低廉化同様、伊豆諸島北部地域も同様の支援を行なうこととされたい。

今後、南部地域に講じられる諸施策により、北部地域の大島、利島、新島、式根島及び神津島と南部地域との間に様々な格差が生じることが大いに懸念される。島嶼町村は厳しい財政状況の中で自立性を發揮しつつ、各々の課題の克服に取り組んでいるところであるが、東京の島々は外海遠隔離島であり、総じて条件不利地域である。都は、特定有人国境離島に指定されていない北部地域の振興についても、南部地域と同等の支援が講じられるよう、国に強く働きかけるとともに、都としても南北間に格差が生じないよう、伊豆諸島全域の一体的な振興を図られたい。

要 望 事 項	<h3>3 安全・安心な町村の実現に関すること</h3> <p>(1) 地震・津波・噴火・集中豪雨に対する防災体制等の充実強化</p>
------------------	---

(要 旨)

平成24年3月に内閣府の検討会は南海トラフを震源とする巨大地震の震度分布・津波高を発表した。新たな知見に基づいた地震・津波・噴火防災体制等の充実強化を図るため、都と町村が共同して避難誘導の仕組みをつくるなど防災力向上を図る必要がある。

また、標高の低い所に立地する発電所の周りに防潮堤等を設置するための補助制度を創設し、津波被害の軽減を図る必要がある。

については、次の事項について積極的な取り組みを図られたい。

- ① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進
- ② 火山噴火を予知するための観測体制の一層の充実強化と多種多様な手法による観測・研究の推進
- ③ 島しょ地域の孤立防止に向けた避難手段の確保及び生活物資の供給法の早急な確立
- ④ 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において報告された第1次報告を踏まえた具体的な防災対策事業への財政支援
- ⑤ 津波浸水想定地域に立地する発電所の防潮対策に対する技術支援及び財政支援
- ⑥ 遠地からの津波災害に備えた津波観測網の充実

(説 明)

- ① 首都直下地震、立川断層地震や南海トラフを震源とする巨大地震による災害が懸念されており、このような被害を軽減防止するためには地震観測網の整備強化と調査研究を推進し、地震防災体制を確立することが必要である。
- ② 伊豆諸島においては、昭和58年の三宅島、昭和61年の伊豆大島など、歴史上たびたび火山噴火による大きな被害を受けてきた。また、平成12年の三宅島火山噴火により、全島民が避難を強いられるなど、いつ発生するかも知れない噴火災害の危険に直面している状況にある。

このような、火山現象による被害を最小限に止めるためには、噴火予知の観測体制の充実強化が必要である。

- ③ 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づいた、島しょ地域住民の避難手段の確保及び生活物資の供給方法など、住民生命の安全を守るための具体策を早急に確立する必要がある。

④ 平成24年3月31日に内閣府が南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高についての第1次報告を公表し、都も平成25年5月14日に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について」を発表した。

島しょ町村において、被害想定を踏まえた防災体制の整備等が急務となっていることから、防災対策に対する一層の財政支援が必要である。

⑤ 小笠原村父島では、海岸沿いの標高2mほどに発電所が立地しており、南海トラフ地震による津波浸水想定区域図では、5～10mの最大浸水深が想定されている地域である。この浸水想定から電力を確保するためには、発電所そのものを高台に移転するなどの抜本的な対策は考えられるが、当村の土地事情から現実的には困難となっている。そのため、現状の立地において、発電機能の維持・確保を図る方法として、発電所の周囲（特に海岸側）に防潮堤を整備し、津波被災の度合いを軽減したいと考えているところである。

東京都における防災計画、国土強靭化計画等において、災害時の電力確保の対策・検討は電力事業者の役割であると整理されていることは承知しているが、当村の場合、本土のいずれの地からも遠隔地であり、本土の被災状況や本土からの当村被災後の支援手段を想定すると、被災後の相当期間を当村は自力で対応せざるを得ないことが想定される。その予防対策を講じておく必要度合いは他地域より高いものの、村単独では技術的にも財政的にも対応が困難であることから、電力事業者及び当村に対する都の技術支援及び財政支援が必要である。

⑥ 伊豆諸島、小笠原諸島は周囲が太平洋に開かれた外海離島で、チリ沖や南太平洋など、遠地から来襲する津波にも備えておくべきである。しかし、日本本土沿岸から以南の太平洋上の津波観測点は数箇所しか設置されていないのが現状であり、津波に対する観測網の充実が必要である。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(2) 地域防災対策等に対する支援の拡充

(要 旨)

地域防災対策に係る次の事項について、国庫補助制度の拡充を国に働きかけるとともに、都として積極的な財政支援等を図られたい。

- ① 防災行政無線施設整備の改修及びシステム更新
- ② 防災行政無線を補完する情報伝達手段の構築に対する助成
- ③ 災害時緊急情報の集約及び伝達体制の構築
- ④ 備蓄倉庫、飲料貯水槽、水利道整備及び消火栓設置
- ⑤ 総合防災訓練の実施
- ⑥ 地域自主防災組織の運営
- ⑦ 消防団設備の整備・維持
- ⑧ 消防無線（多重無線）の整備更新
- ⑨ 施設・設備に対する補助率の引き上げと小規模事業の補助対象化
- ⑩ 防災備蓄品購入に対する財政支援等
- ⑪ 山間部町村へのヘリポートの設置
- ⑫ 災害時に必要な島しょ地域における携帯電話の不通地域の解消
- ⑬ 消防団の装備品拡充に対する財政支援
- ⑭ 公共建築物の耐震改修、非構造部材の耐震化その他施設の機能強化に対する財政支援

(説 明)

各町村は地域防災対策として防災施設の整備や消防団の充実強化、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等の各種事業や山間部における孤立化防止対策に取り組んでいる。これらの事業を充実強化し、災害に強いまちづくりを推進するために、都からのきめ細かな財政支援等が必要である。また、都には、広域的な役割から災害時緊急情報の集約や伝達体制の構築を求める。

役場庁舎、小中学校校舎などの公共建築物は、災害発生時に住民の避難所や支援物資の保管等を行う重要な施設であることから、耐震改修などにより、その機能強化が求められている。

また、西多摩地域は多くの観光客や登山客などが訪れる地域であり、地域住民への対策と同様に、観光客等への孤立対策などの防災対策も重要になっている。豪雨や大雪な

どで道路が通行止めになり、孤立した場合には地域住民はもとより、観光客への食料や宿泊施設、避難場所等の確保が難しいことから、早期にヘリポートの設置が必要である。

さらに、島しょにおいては災害時に必要となる携帯電話の不通地域が顕在化していることから、この解消を図るため、国及び関係機関に要請されたい。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(3) 離島海空路の充実強化と安全対策

(要 旨)

島しょ地域の振興の根幹をなす海空路の確保と整備を積極的に図り、また、空港・港湾施設での安全対策を実施されたい。

- ① 伊豆諸島・小笠原諸島航路体系の整備・拡充及び改善
- ② 離島住民負担軽減施策の実施
- ③ 本土及び島間コムьюーター空路の整備並びにヘリコムьюーター定期空路の充実整備
- ④ 二見港の乗降施設の整備
- ⑤ 東京（竹芝）から伊豆諸島・小笠原諸島航路を「海の都道」として認定
- ⑥ 伊豆諸島・小笠原諸島航路を包括した在り方の検討
- ⑦ 空港・港湾施設への監視カメラ設置について

(説 明)

伊豆諸島・小笠原諸島における航路確保と交通体系の整備は、島しょ地域の振興の根幹をなすものであり、「海の都道」として運賃補助・船舶の確保（修繕、新規建造を含む）などについて、強力な支援が必要である。

さらに、国、都、各町村及び航路事業者を交えた「東京都離島航路地域協議会」において、離島航路の確保・維持・改善のための調査・検討を行っているが、島しょ住民の生活安定及び向上の視点を踏まえ協議を進めることが重要である。

また、離島の空港ビルや船客待合所は、「島の玄関口」として住民や観光客が利用し、訪日ブームや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催によって、今後、来島者のさらなる増加が見込まれる。来島者の増加に期待する一方、安全・安心面が懸念され、安全・安心のまちづくりの推進、防災力の向上の観点からも島しょの全ての空港・港湾施設に監視カメラを設置について検討されたい。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(4) 離島のヘリポート整備に対する財政支援、技術的支援

(要 旨)

御蔵島村、利島村、新島村（式根島）、青ヶ島村のヘリポート整備に対する財政支援及び技術的支援を講じられたい。

(説 明)

御蔵島村などは空港未設置の離島であり、南海トラフ巨大地震等による津波が想定される中、災害時には中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートがない。

このため、防災、救急医療等の観点から、中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備は住民の安全を確保するための必須条件である。御蔵島村など離島の財政状況は極めて厳しく、村単独での整備は不可能であることから、ヘリポート整備に対する東京都の財政支援が必要である。

また、ヘリポート建設にあたって、村では技術的知識を有する人材を確保することが困難なため、東京都からの技術的支援も併せて必要である。

3 安全・安心な町村の実現に関するこ

(5) 大島町の復旧・復興事業の早期整備促進に対する更なる財政支援

(要 旨)

大島町における平成25年の台風26号により被災した区域において、都市公園及び町道・広場等、災害復興事業の早期整備促進のため更なる財政支援、都施工の大金沢流路工整備の早期完成を図られたい。

(説 明)

平成25年10月16日の台風26号による記録的な大雨により発生した土砂流は、大島町に未曾有の大災害を発生させた。

この災害に対して平成26年9月に策定された大島町復興計画では、被災者の生活再建やメモリアル公園整備など被災地の防災復興事業を柱としており、これらの事業を実施するためには、災害復旧・復興特別交付金制度による財源が不可欠である。

また、土砂災害区域について、大島町復興計画により、神達地区周辺は、都が行う大金沢の土砂災害対策と流路改修の進捗にあわせて、安心して住み続けられる、大島らしい復興町づくりを推進するとともに、安全・安心なまちづくりを進めるため、メモリアル公園、複合公共施設、保育園などの公共施設を整備する。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(6) 土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施

(要　旨)

土砂の埋め立て等に起因する災害の発生や土壤汚染を防止するため、現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例の規制強化や運用の改善を行うとともに、(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を図られたい。

(説　明)

近年、建設残土の不適切な埋立て、盛土、堆積に伴う宅地造成によって、大規模な崩落事故が各地で相次いでいる。

建設工事に伴う残土処理について、十分な監視や指導、規制強化などの対策が進んでいない状況から、違法な行為や中山間地域の自然地への処理などが行われている。このことから、埋立て地周辺の住民に災害の発生や土壤汚染に対する不安を与えるとともに、自然環境への影響が危惧されている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた再開発やインフラ整備に加え、リニア中央新幹線等の整備で大量の建設残土の発生が予想され、行き場の無い建設残土が不適切に処理されることが想定されるため、土砂埋め立て等に関する以下の事項について規制強化を図られたい。

- ① 現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例について、罰則強化や土壤調査の義務化、許可の取り消し条項の追加などの充実を図るとともに、残土問題に関する町村への技術的・財政的支援を図られたい。
- ② 都において、都民が安全で安心した生活ができるよう土砂の処分に係る諸問題に 対処するため有効な(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を講じられたい。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関するこ
	(7) 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進

(要　旨)

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に對して積極的に要請されたい。

(説　明)

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の阻害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。特に、平成30年10月1日にCV-22オスプレイ5機が配備されたことにより、基地内の施設に大幅な変化がもたらされる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特殊性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(1) 医療保険制度の一本化に向けた取り組みについて

(要 旨)

我が国の国民皆保険体制の中核をなす国民健康保険の構造的問題を解決し、各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、都としても積極的に取り組まれたい。

(説 明)

各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、平成29年11月30日の国保制度改善強化全国大会では医療保険制度の一本化の早期実現が決議されている。

制度の都道府県化は、国保の広域化と基盤強化に一定の役割を果たす一方で、平成3年（2020年）には団塊の世代がすべて70歳を超え、医療費の更なる増加は必至であり、国保財政はさらに厳しくなることが予想される。

都においては、今後も町村と協議を重ねつつ、医療保険制度の一本化が図られるよう、国に対し一層強く働きかけられたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(2) 介護保険制度改革に伴う支援策の充実

(要 旨)

町村における介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について都が積極的な技術・財政支援を図るとともに、国に対して要請されたい。

- ① 在宅介護サービスについては、基盤整備及び人材養成・確保に国や都からの重点的な財政支援を図る必要がある。また、中山間地域や島しょ地域は採算性の点から民間事業者の参入が期待できず、進出しやすいような新たな支援策の構築を図られたい。
さらに、訪問介護員、介護支援専門員等の人材育成、確保への支援が必要である。
- ② 介護報酬改定の影響により、保険料と合わせて利用者負担が急増する所得層に、都における現行の「生計困難者に対する利用者負担軽減制度」の継続を図られたい。
- ③ 居住地不明者の特別養護老人ホーム入所に際し、介護保険適用による施設所在町村の負担軽減を図る都事業の創設及び国への要請を図られたい。
- ④ 保険者の広域化の協議を含め、都による総合的な調整及び支援を図られたい。
- ⑤ 介護給付費負担金は25%を国の負担とし、調整交付金は別枠とすること。
- ⑥ 次期介護報酬改定において、適正な単価設定を行うよう国へ要請されたい。
- ⑦ 介護保険料の地域格差是正への国への働きかけを図られたい。
- ⑧ 次期介護報酬改定において、地域における介護分野有効求人倍率を考慮した調整による地域格差是正を行うよう、国へ働きかけを図られたい。
- ⑨ 保険者機能強化推進交付金について、保険者等の規模による不公平が生じないよう措置するとともに、評価実施における事務負担を軽減する支援策を検討するよう国へ働きかけを図られたい。

(説 明)

地域密着型サービスや予防給付、介護事業者に関する規定の実施など、これらの実効性を確保するために、国及び都の財政・技術支援が不可欠であるが、現状は必ずしも十分とはいえない。

介護報酬については、平成30年度に改定されたところだが、大都市における人件費や物件費が他の地域と比較して高いことから、次期報酬改定に向けて地域の実情を踏まえたものとなるよう国に対して強く要請されたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(3) 介護報酬の内、地域区分の設定については、早急に、広域行政圏など 広域的な区分に変更

(要 旨)

介護報酬の内、地域区分の設定については、平成30年度の報酬改定に合わせて見直しが図られたが、この見直しは一部にとどまり、根本的な解決に至らず、地域ごとの格差は残っている。

このため、平成30年度以降も引き続き地域区分の見直しに向け、国に対して強く要請されたい。

(説 明)

介護報酬の地域区分の見直しにあたって、国は、公平・客観性を担保する観点から、現行の設定方法に基づいた設定値を原則としつつも、なお残る公平性を確保すべきケースについて、新たに特例的に設けた「完全囲まれルール」を平成30年の介護報酬改定に合わせて実施した。しかし、これによっても東京都内及び隣接県においては、地域の実情を反映したものとはいえないことから、より弾力的、広域的に地域の実情を反映した地域区分設定を行うよう、都は、国に対して強く要請されたい。

また、この地域区分は、介護事業従事者の処遇改善にも直接影響を与えるもので、地域区分の差が介護従事者の確保の困難さに直結しているといつても過言ではない。都においても、特別養護老人ホームへの経営支援補助金等で支援いただいていることは承知しているが、現実に同一医療圏域内において格差が生じている実態を考慮し、国制度における地域格差を少しでも解消するための、新たな財政支援策を構築されたい。

要 望 事 項	<h4>4 福祉の充実した町村の実現に関すること</h4> <p>(4) 後期高齢者医療制度の円滑な実施のための財政支援等</p>
------------------	---

(要 旨)

後期高齢者医療制度の円滑な実施のため、次の事項について、国へ要請されたい。

また、東京都として財政措置等を講じられたい。

- ① 調整交付金の別枠交付の国への要請
- ② 住所地特例に係る市区町村間の財政負担不均衡の是正
- ③ 歯科健診事業における都の財政支援の復活
- ④ 制度の安定的な運営
- ⑤ 特別徴収の見直しに対する働きかけ

(説 明)

- ① 被保険者の負担を軽減するため、国の法定負担分である療養給付費については、全てを定率とし、各広域連合間での所得格差を調整する財政措置は、調整交付金とは別枠で確保するよう、国に強く働きかけられたい。
- ② 現行の住所地特例制度においては、市区町村をまたぐ移動があっても、広域連合の区域を越えない場合にはこの特例は適用されない。そのため、介護老人福祉施設等の設置数の多寡により、広域内市区町村間において療養給付費負担金等の財政負担の偏在が生じている。市区町村間の財政負担の不均衡を是正するため、制度の見直しについて国に強く働きかけられたい。
- ③ 高齢者の口腔ケアについては、認知症予防にも効果的であることが実証されていることから、現在、東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業（補助率1/2）を財源として、各町村が任意で歯科健診事業を実施していた。

平成30年度から、東京都後期高齢者医療広域連合が事業主体となり国庫補助（補助率1/3）を財源とした事業となつたが、これにより、既に実施していた自治体では財源が減少した。国庫補助の金額は現在まだ示されていないが、今後示される国庫補助に都の補助を加え、平成29年度までの補助率に戻すよう財政支援を図られたい。

- ④ 医療保険制度改革骨子に基づき、後期高齢者医療制度の見直しが検討される際には、被保険者、広域連合及び市区町村の理解と納得を得るとともに、新たな財政負担が市区町村に生じないよう、国に強く働きかけられたい。
- ⑤ 特別徴収の見直しについては、国民健康保険や介護保険との一体的な変更が必要で

あり大規模なシステム改修を伴うものであることは認識しているが、次の点について被保険者からの要望・苦情を多く受けているため、被保険者数が大幅に増加する 2025 年を視野に入れて、都としても国に強く働きかけられたい。

- ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の 1 / 2 を超過した場合等においても、希望により特別徴収の継続を可能とすること。
- ・年度途中での保険料額変更後及び、他保険から移行の際も特別徴収を継続すること。
- ・月次捕捉による速やかな特別徴収への移行を可能とすること。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(5) へき地医療行政等の充実

(要 旨)

住民の生命・健康を守るへき地医療等の充実のため、次の事項について積極的に促進されたい。

- ① へき地に勤務する医師と看護師の確保、派遣及び期間の延長と支援職種の医療従事者全般への拡大
- ② へき地勤務医師等確保事業に対する財源措置
- ③ 医師給与費補助の引き上げ
- ④ 看護師等技術職員の給与費補助の創設
- ⑤ 緊急時に必要な医師や看護師等の確保及び派遣
- ⑥ 専門診療制度（眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等）、巡回精神衛生相談の充実強化
- ⑦ 休日急病診療、休日歯科診療事業の現行補助率の存続及び休日急病診療事業の補助単価引き上げと土曜日への拡大
- ⑧ 血液透析実施に対する医療費補助の充実
- ⑨ 産婦人科、小児科等の不採算診療科目の運営に対する補助制度の創設

(説 明)

へき地医療の確保は、へき地に所在する町村に課せられた重要な責務であり、住民の生命と健康を守るうえからも欠かすことができないものである。

しかし、国の「へき地勤務医師等確保事業」等の現状の支援システムだけでは、医師の確保はもとより、医療体制の充実等を図ることに苦慮しているのが実情である。

そのため、国の「第9次へき地保健医療計画」に基づき、東京都が設置している「へき地医療支援機構」の中の会議体「東京都へき地医療対策協議会」を活用し、医療人材確保等の医療支援体制の充実を図ることが必要である。

また、財源措置について国に対し強く要請するとともに、都としての人的・財政的支援が必要である。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(6) 母子保健事業の充実

(要 旨)

- ① ゆりかご・とうきょう事業の充実
- ② 新生児聴覚検査の実施における支援の確立
- ③ 1歳6か月児健康診査事業について、十分な財政措置を講じるよう、国に対して要請されたい。

(説 明)

① ゆりかご・とうきょう事業は、妊娠の届出をした全ての妊婦を対象に、保健師等が面談を行うことで、支援の必要性の早期把握に効果がある。アンケートでは、出産・育児への不安を率直に相談でき安心できた等、満足度の高いものとなっている。また、補助金を活用して配布している育児パッケージについても、継続を強く希望する声があがっている。

しかし、当該事業の補助金については、平成30年度から一部補助率が下がり、31年度までの時限的なものとなっており、事業を継続するためには、町村の財政負担増が避けられない状況である。

妊娠期からの切れ目ない支援を継続するため、行政との信頼関係を構築する機会となる妊婦面談の実施について、都において、補助金の更なる拡充等、町村の財政負担の軽減を図る措置を適切に講じられたい。

② 聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要とされている。

国は、町村に対して、新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図るなど、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組むことを求めている。都は、国に対し、町村が継続的・安定的に新生児聴覚検査が行えるよう、補助制度を創設するよう強く働きかけるとともに、都においても町村に対する支援策を講じられたい。

③ 1歳6か月児健康診査事業は、幼児の健康の保持及び増進を図るとともに障害の発症を防止するよう努め、かつ、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を

早期に発見し、適切な事後指導を行うために重要な役割を果たしている。町村における円滑な事業実施を図るため、十分な財政措置を講じるよう、国に対して要請されたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(7) 子育て環境の充実

(要 旨)

子育て環境の充実のための施策の円滑な実施のため、国への働きかけや、次の事項について財政支援等の積極的な対策を講じられたい。

- ① 子ども・子育て支援新制度を着実に実施するため、都の財政的・技術的支援の充実及び広域調整機能の発揮等の積極的な対応
- ② 子育て推進交付金や子供家庭支援区市町村包括補助事業の予算全体の増額や補助率の引上などの継続と積極的な支援
- ③ 都の実施要綱により市町村が実施主体となり事業を行っている、ひとり親家庭等の医療費助成制度について、申請者及び扶養義務者の住民税課税額の有無による助成割合区分の、ひとり親家庭等への支援の充実という観点からの撤廃
- ④ 児童相談所から区市町村への児童等送致を踏まえ、虐待対策コーディネーター及びワーカーの配置等に対する体制整備への財政支援

(説 明)

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て環境の充実のために町村が地域の実情に応じて実施する各種施策について、法や制度改革に伴い事務や財政的負担が増加している。

都は、町村のこれら施策の円滑な実施のため、国への働きかけや財政支援等の積極的な対策を講じられたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関するこ
	(8) がん検診への支援の充実

(要 旨)

がん検診の受診率向上のため、国に対し自治体への支援を強く働きかけるとともに、都においても町村に対する財政支援の拡充等、適切な支援策を講じられたい。

(説 明)

平成24年に策定されたがん対策推進基本計画（第2期）において、平成28年度までにがん検診受診率を50%（胃、肺、大腸は当面40%）に向上し、がんの早期発見に努めることとされていた。

この目標を達成するため町村において、積極的な勧奨や受診者の利便性向上に努め、がん検診を実施してきたところであるが、現状は30～40%台で達成できていないことから、平成29年10月に策定されたがん対策推進基本計画（第3期）では平成34年度までに対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を50%とすることとされている。

さらなる受診率への向上へは、受診者を今以上に増やすことが必須であり、これまで以上の財政的支援が必要になると考えられる。

本計画において、国は財政上のインセンティブ策の活用に努めるとしており、都においても国の指針に基づく対策型がん検診に係る委託料等、必要な財政支援を図られたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(9) 公立病院等に対する施設整備事業補助の充実

(要 旨)

公立病院等に対する施設整備事業補助の充実を図られたい。

(説 明)

町村部においては、地域の中核的病院として、公立病院（福生病院、阿伎留医療センター、奥多摩町立病院、八丈町立病院）はもちろんのこと、公設民営型の医療施設においても地域に果たす役割は非常に大きいものがある。

しかし、町村部の各病院の経営状況は厳しく、病院施設の改修、高度医療に対応した医療機器整備及び救急医療体制の確保などは、財政力の弱い町村にとって過重な負担になっている。公立病院等に対する施設整備事業に対しては補助金交付により一定の支援がされているが、引き続き財政支援の充実を図ることが必要である。

4 福祉の充実した町村の実現に関するここと**(10) 病院利用者宿泊施設の拡充等**

(要 旨)

都立病院利用者宿泊施設の拡充等を図られたい。

(説 明)

都立広尾病院は島しょ医療の基幹病院として、病床の確保や技術的支援等が行われている。

このため、島しょ住民の入院や通院が多く、病院内の職務住宅（さくら寮）の一部が患者や家族のための宿泊施設として提供されている。

しかしながら、利用者が多く利用できないことも頻繁にあることから、都は平成28年度より宿泊できる部屋数を従来の3部屋から5部屋へと拡充することとなり、島しょ住民の利便性の向上が図られることとなった。

今後、島しょ住民の高齢化が進み滞在期間の長期化等も予想され、これに伴い宿泊希望者の増加も考えられることから利用実績の推移を見つつ適切な対応をお願いしたい。

また、広尾病院の建て替えにあたっては、利用者の意見を反映しつつ、島しょ住民の患者や家族が宿泊できる施設の確保をお願いするとともに、建替え期間中においても利用者に支障を与えないよう万全の対策をお願いしたい。

加えて、平成22年に開設された多摩総合医療センターは調布飛行場に近接する場所にあることから、島からの空路によるアクセスが良く、島しょ住民にとって利便性は高い。島しょ医療拡充のためにも、多摩総合医療センターを利用する患者や家族のための宿泊施設の確保が必要である。

要 望 事 項	5 農林水産業の振興に関すること
	(1) 農業振興対策の推進

(要　旨)

町村において農業は地域振興のうえで欠かせないものであり、次の事項について推進されたい。

- ① 農村総合整備事業の事業量の確保
- ② 土地改良事業の充実
- ③ 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化
- ④ 農業委員会に対する財政措置の充実
- ⑤ 農業改良普及センターの拡充強化、普及指導員の常駐及び指導事業の強化
- ⑥ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充強化
- ⑦ 畜産振興に向けた牧場の整備促進
- ⑧ 遊休農地対策事業として「農地の保全と利活用促進事業」の充実
- ⑨ 新規就農者支援体制の強化
- ⑩ わさび田の造成と後継者の育成支援について
- ⑪ 島しょ地域の実態に即したストップ遊休農地再生事業の充実・強化

(説　明)

- ① 農道や農業集落排水の整備により、農業生産の向上と水質保全を図るとともに、集落内の環境整備を総合的に実施することが必要である。これらの着実な事業推進を図るため、必要な事業量に見合う都費負担分の財源を確保することが必要である。
- ② 町村は、農地が狭隘なため基準面積に達しない地域が多いので、都単土地改良事業の補助基準面積の一層の引き下げ（2ヘクタール→1ヘクタール）を図る必要がある。また、畑地の農業用水の安定確保を図るため、技術指導及び財政支援とともに現在事業化されているものの早期完成と、調査中のものの事業促進が必要である。
- ③ 西多摩地域では、平成26年2月に未曾有の降雪があり、わさび田施設（獣害用防護ネット、モノレール）の倒壊等雪害による甚大な被害が発生した。今後、地球温暖化等の影響により、大雪による被害や台風、集中豪雨による農産物への被害拡大の可能性も高くなることが見込まれる。については、雪害や台風、集中豪雨による農産物被害が発生した場合には、わさび田防護ネット及びモノレール等の施設の撤去復旧を総

合的に速やかな対応を図るため補助事業の制度改善が必要である。

また、島しょ地域においては、花卉等の荷傷み防止のため、冷蔵倉庫、保冷コンテナの施設整備が必要である。

- ④ 農業委員会の活動強化のための事業費補助について、より一層内容を充実し、地域における農政問題への取り組みを推進することが必要である。
- ⑤ 離島特別技術指導事業等による普及指導員の派遣は大変効果をあげているので、常駐し、指導を充実することが必要である。
- ⑥ 農業振興には、バイオテクノロジーを始めとして、品種改良等の試験研究を強化促進するとともに、技術指導の充実が必要である。
- ⑦ 島しょの畜産業が衰退しつつあり、畜産振興を図るためにには、公営牧場の施設整備の充実が必要である。
- ⑧ 遊休農地対策は、農政の重要な課題として様々な施策が展開されているが、農家の高齢化などにより明確な打開策は未だ見出せないのが現状である。町村の地域特性を活かした遊休農地対策事業の促進を図る必要がある。
- ⑨ 離農及び高齢化等により、農業者の減少は著しい。一定量の出荷がないと、市場より産地として認識されない。新規就農者確保のため、研修センターの開講、支援制度の確立を図る必要がある。
- ⑩ 奥多摩町では奥多摩山葵栽培組合、東京都西多摩農業改良普及センターの協力により遊休農地解消、また後継者育成や栽培技術の伝承を目的に奥多摩わさび塾を開講し、50人以上の卒業生を輩出している。
平成28年度より、国の山村活性化交付金を活用し、わさび田の調査を実施し、わさび塾卒業生や新規就農者に情報提供を行なっているが、耕作が行われていないわさび田については荒廃が進んでいるため、わさび田の造成等が必要である。このため、わさび塾等の運営に要する費用やわさび田の造成に要する費用等の支援が必要である。
- ⑪ 「ストップ遊休農地再生事業」は、平成28年度に要綱が改正され充実が図られたところであるが、島しょ地域は、通常の農業機械での開墾が不可能で、建設用機械で抜根・伐採、整地、島外搬出による原木の処理まで行わなければならず、内地と違い多額の費用がかかる。開墾した農地から収入を得るには時間もかかることから、農業者の負担を少しでも減らせるよう、農地の状態や、島外への搬出等、ハンデの多い島しょ地域の実態に即した開墾のための補助事業の充実・強化が必要である。

要 望 事 項	5 農林水産業の振興に関すること
	(2) 林業総合振興対策の充実強化

(要 旨)

林業は、町村における産業として大きな比重を占めており、また緑の保全も強く求められていることから、次の事項について積極的に措置されたい。

- ① 都施工林道の開設（間伐林道の増設）、林道維持管理の積極的な推進と予算の増額
- ② 林道開設に伴う工事延長及び林道舗装事業の採択基準の緩和
- ③ 小中沢線林道の整備（交通安全対策、落石防止対策）
- ④ 森林保全対策事業・治山事業の充実強化

(説 明)

森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、国土の保全、水源のかん養、炭酸ガスの吸収等の多様な公益的機能が高く、また、都民の観光レクリエーションの場としても重要な役割を担っている。

しかし、今日の林業生産活動は、国産材需要の減少、木材価格の低迷、労働力不足等により停滞している。また、害虫被害や風雪等による倒木被害により、森林の荒廃がますます進行している。

こうした現状を踏まえ、林業振興対策を充実強化し、総合的に推進することが必要である。

要 望 事 項	5 農林水産業の振興に関すること
	(3) 森林環境譲与税（仮称）を活用した林業労働力確保等の充実及び財政支援

(要 旨)

森林環境譲与税（仮称）の活用による林業労働力確保等の充実及び助成制度の創設等を図られたい。

(説 明)

平成30年度税制改正大綱において、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保し、町村が主体となって実施する事業に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める基本とする森林環境税（仮称）を創設することとされ、森林環境譲与税（仮称）は平成31年度から、森林環境税（仮称）は平成36年度から導入されることとなっている。各町村の取り組みに加え、林業労働力の確保と技術者の育成を更に推進するため、既存事業の拡充に加え、山間地域における空き家を林業者の住宅や林業事業体の事務所とするための改修等に要する費用に対し、森林環境譲与税（仮称）を活用した支援制度の拡充を図られたい。

また、森林環境税（仮称）の創設の趣旨のひとつでもある温室効果ガス排出削減目標の達成のため、市町村が森林整備に力を注ぐことは、東京都のCO₂の削減に多大な効果をもたらすことになることから、森林環境を維持、保全している町村に対して、森林環境譲与税（仮称）を活用した助成制度の創設や補助の拡充を図られたい。

要 望 事 項	5 農林水産業の振興に関すること
	(4) 水産業の振興

(要　旨)

山村、島しょ地域における水産業の振興を図るため、次の事項について積極的に推進されたい。

- ① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の継続と充実
 - ア 人工漁礁、大規模増殖場の設置等、漁場の整備促進及び対象の拡大
 - イ 漁業資源の枯渇防止のための栽培・管理型漁業の育成及び助成
 - ウ 漁業近代化推進施設整備事業（蓄養施設・漁船保全修理施設、製氷貯氷施設、燃油施設等）の漁業施設の整備促進
- ② 漁業専門技術指導員（普及員）制度の創設
- ③ 栽培漁業センターの拡充整備
- ④ 内水面活性化総合対策事業の充実
- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実
- ⑥ 大中型まき網漁業・底立てはえ縄漁業の違反操業漁船の監視・取り締り強化
- ⑦ 漁業基盤施設整備に対する財政支援
- ⑧ 漁業協同組合への財政及び人的支援
- ⑨ 都単独内水面施設整備補助事業の推進

(説　明)

- ① 東京の漁業にとって、島しょ地域は重要な地位を占めている。特に、国際的な漁業規制の強化が図られていることから、沿岸漁業の重要性が一層増してきている。
しかし、沿岸水域では水産資源の減少が進んでいるため、資源管理型漁業の推進や漁家経営基盤の強化等により、安定的かつ魅力的な産業として、水産業を発展させていくことが必要である。
- ② 生産力の向上のために、新たな魚介漁法の開発・普及が重要であり、専門技術指導員（普及員）制度を創設し、漁協・漁業者への指導体制を整備する必要がある。
- ③ 水産資源の減少に対応し、生産量の増大と漁業経営の安定化を図るために、栽培漁業の育成・普及を進めるとともに、拡充する必要がある。
- ④ 町に所在する漁業協同組合をはじめ都内の内水面漁業協同組合は、河川への入漁者

や特設釣り場の入漁者数の激減により、経営が年々逼迫し、借入金が増加している状況にある。

については、漁業協同組合の経営の健全化、安定化を早期に図るため、指導、支援が必要である。

- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターは、都の水産業振興に大きな役割を担っていることから、研究指導の体制強化や展示内容の充実及び学習施設の整備等より一層の充実を図る必要がある。
- ⑥ 違反操業漁船の監視・取り締まり強化に対する財政支援が必要である。
- ⑦ 生産力を向上させるために、漁業基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる危険な箇所については、緊急に整備を行う必要がある。
- ⑧ 島しょの漁業にあっては、魚価の低迷や燃料価格の高騰など非常に厳しい経営状態が続いている。今までに漁協緊急再生支援事業などで、経費の節減や事務事業の見直しなどを行いながら財政的な援助も受けてきた。しかしながら予想以上に長引く魚価の低迷、水揚高の減少などが続き、このままでは組合の破綻という最悪の事態も予想されるため、管理運営費への補助制度の創設や人的支援が必要である。
- ⑨ 内水面漁業をより普及発展させるため、国庫補助事業では事業規模が小さくて補助対象とならない、小規模の施設整備や施設改修、水産物の加工機械等整備事業を、都の単独補助事業として推進していくことが必要である。

要 望 事 項	5 農林水産業の振興に関すること
	(4) 港湾・漁港の整備促進

(要 旨)

島しょ地域の振興を強力に推進するため、港湾・漁港の整備を促進されたい。

① 港湾・マリーナ整備の促進

- ア 船客待合所の建設及び施設の充実
- イ 波浮港の防波堤の整備 (大島町)
- ウ 元町港・岡田港駐車場の拡幅等の整備促進 (大島町)
- エ 漁船の増加と大型化に対応するための泊地の整備促進 (利島村)
- オ 利島港西側岸壁西側の越波対策のため消波ブロックの設置、防波堤（北）西側側面に防舷材の設置、防波堤（北）の先端に越波対策用の消波ブロック早期増設 (利島村)
- カ 利島港船客待合所整備 (利島村)
- キ ジェットフォイル就航に伴う十分かつ安全な接岸を確保できる静穏性に優れた港湾施設の早期整備 (利島村・新島村)
- ク 新島港の岸壁の整備促進及び本堤の泊地の拡大 (新島村)
- ケ 連絡船「にしき」の発着岸壁及びB堤入口の維持浚渫 (新島村)
- コ 新島マリーナの整備促進 (新島村)
- サ 神津島港沖防波堤の整備 (神津島村)
- シ 神津島港の整備促進 (神津島村)
- ス 三池港防波堤の整備促進及び三池海岸離岸堤の整備促進 (三宅村)
- セ 御蔵島港及び小型船施設の整備促進 (御蔵島村)
- ソ 御蔵島港の漁港機能としての泊地の静穏度の早期整備 (御蔵島村)
- タ 御蔵島港の新岸壁の早期整備 (御蔵島村)
- チ 青ヶ島港の港湾整備の促進 (青ヶ島村)
- ツ 青ヶ島港の漁港機能実現を目指とした泊地の早期整備 (青ヶ島村)
- テ 沖港の防波堤の整備 (小笠原村)

② 漁港整備の促進

ア 漁港・漁場整備長期計画の促進

イ 羽伏漁港の整備促進及び定期船接岸岸壁の整備並びに都道への取付け道路である村道羽伏漁港線の補修 (新島村)

ウ 若郷漁港の整備促進及びジェットフォイル接岸補完港としての整備促進 (新島村)

エ 三浦漁港の整備促進 (神津島村)

オ 伊ヶ谷漁港の避難港としての整備促進 (三宅村)

カ 阿古漁港の整備促進 (三宅村)

(説明)

島しょ地域における港湾・漁港の整備は、住民生活を支える漁業・観光産業の振興を図るうえで欠くことのできない重要な課題である。

しかし、気象条件によっては入港しながら接岸、荷捌きが容易にできないという状況があり、さらに加えて観光シーズンにおける来島者への快適なサービスの提供が十分できないなどの現状がある。そのため、これらの課題の解決に向けて積極的な対策が必要である。

また、平成14年4月から伊豆諸島北部の島しょにおいて小型高速艇ジェットフォイルが就航しているが、特に冬季には就航率が激減し、住民生活に対して重大な影響を及ぼしている。このため、ジェットフォイルを十分かつ安全に接岸させることのできる静穏性に優れた港湾施設の整備が早急に必要である。

さらに、御蔵島村については港が北側しかなく、季節風の強い冬場の大型客船の就航率は時に20%を下回る現状にあり、地域の特性に適した新岸壁の早期整備が必要である。

要 望 事 項	6 住民生活を支える道路、交通、住宅に関するここと
	(1) 市町村土木補助の充実

(要 旨)

道路新設・改良等の市町村土木事業に対して、積極的な財政支援をされたい。

- ① 補助採択基準及び補助制度の弾力的な運用
- ② 道路の安全確保のため上下斜面の落石等の防止対策、防風対策及び沿道緑化のための植生への補助対象事業の拡大
- ③ 道路補修に要する経費の補助率の拡大
- ④ 安全施設（ガードレール・転落防止柵）の改修に係る補助の拡大

(説 明)

- ① 市町村土木事業の補助は、平成23年7月の採択基準改正により地域の実情に即した必要性の高い道路の整備がしやすくなった。しかし、山間・島しょ地域の実情を踏まえたより一層の弾力的運用と、補助採択基準の緩和が必要である。
- ② 急峻な地形の山間・島しょ地域では落石等が頻繁にある箇所が点在し、通行の安全確保と道路の適正な維持管理を図るために、補助事業の対象となるよう採択の基準の見直しを検討されたい。また、防風対策に加えて緑化や付属物の整備についても、新たに補助の対象とすることが必要である。
- ③ 舗装済の生活道路は、経年劣化等により破損の著しい個所が多数発生している。道路拡幅の必要性は乏しいが、住民生活に大きな影響を及ぼす。今後、舗装補修を必要とする道路が増え、現行補助率10分の3を新設又は改築に要する経費と同率の2分の1に拡大する必要がある。
- ④ ガードレール及び転落防止柵等安全施設の老朽化による撤去・設置については補助の対象外となっている。島しょ町村においては塩害による腐食が著しく安全施設の危険箇所が増えている。地域の実情を考慮のうえ、補助対象とすることが必要である。

6 住民生活を支える道路、交通、住宅に関すること

(2) 都道の整備促進等

(要 旨)

産業振興と住民生活の安定化のため、次の主要地方道、都道の新設、整備を積極的に進められたい。

- ① 福生都市計画道路3.4.10号線（主要地方道5号新宿・青梅線青梅街道～福3.5.17号線の）早期拡幅 (瑞穂町)
- ② 福生都市計画道路3.4.4号線（瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武藏）の早期拡幅 (瑞穂町)
- ③ 青梅都市計画道路3.4.13号線（青梅3.4.4～青梅3.4.8）の早期着工 (瑞穂町)
- ④ 都道184号線（大入地区～日の出山～御岳山～海沢）の整備促進 (日の出町・奥多摩町)
- ⑤ 都道238号線（肝要地区（トンネル）～青梅市吉野地区）の建設促進 (日の出町)
- ⑥ 秋3.5.2号線～秋3.4.5号線（都道165号線）を結ぶ道路の新設整備 (日の出町)
- ⑦ 都市計画道路秋3.4.14号線（都道185号線）の全線拡幅整備 (日の出町)
- ⑧ 都道主要地方道31号線（二ツ塚～萱窪信号）早期拡幅整備 (日の出町)
- ⑨ 都道251号線（青梅・日の出線）の全線拡幅及び歩道の整備 (日の出町)
- ⑩ 秋川南岸道路の早期建設 (檜原村)
- ⑪ 檜原村南北横断道路の建設促進 (檜原村)
- ⑫ 都道205号線（水根本宿線）の整備促進 (檜原村)
- ⑬ 奥多摩周遊道路数馬駐車場内に設置されているトイレの施設改修 (檜原村)
- ⑭ 主要地方道33号線（上野原・五日市線）の拡幅整備 (檜原村)
- ⑮ 山岳道路の防災対策の強化 (檜原村・奥多摩町)
- ⑯ 都道202号線大丹波地区の早期拡幅整備 (奥多摩町)
- ⑰ 都道204号線（日原鍾乳洞線）の早期拡幅改修及び未登記の解消 (奥多摩町)
- ⑱ 多摩川南岸道路の早期完成（丹三郎工区） (奥多摩町)
- ⑲ 都道45号線将門交差点及び愛宕大橋交差点における国道411号線方面への著名地点標識の充実 (奥多摩町)
- ⑳ 国道139号線の早期拡幅 (奥多摩町)

- ㉑ 国道 411 号線の道路、トンネルの早期拡幅（笛平橋－奥多摩湖）
及び歩道の設置（棚沢橋－将門） (奥多摩町)
- ㉒ 都道ヘリポート線第 2 期整備の早期着工 (利島村)
- ㉓ 都道 237 号線（式根島本道）第二期工事の早期着工 (新島村)
- ㉔ 都道 224 号線～村道 21 号線～村道 69 号線アクセス道路の開設 (神津島村)
- ㉕ 都道 224 号線（神津本道）の歩道の設置 (神津島村)
- ㉖ 地震・津波対策として都道 224 号線（前浜海岸地区）の法面工事 (神津島村)
- ㉗ 都道 212 号線の拡幅整備促進及び伊ヶ谷・大久保地区における代替避難道路の確保 (三宅村)
- ㉘ 223 号線（御蔵島環状線）の早期完成 (御蔵島村)
- ㉙ 都道 217 汐間・洞輪沢港線の法面補強工事 (八丈町)
- ㉚ 都道 236 号線（青ヶ島循環線）の整備促進 (青ヶ島村)

(説明)

町村地域における都道等の整備は、都市部においては、道路交通を円滑化し、山間・島しょ部においては、地域交流を活発化し、住民生活を支えるための重要な課題であり、産業振興、観光振興の促進や地域防災等の観点からも早期整備が必要である。

6 住民生活を支える道路、交通、住宅に関すること

(3) 多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進

(要 旨)

多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進を図られたい。

(説 明)

現在、多摩都市モノレールは「多摩センター～上北台間」で運行しており、乗降客も年々増加し、営業成績も年々向上している。

平成28年4月に、交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が答申され、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の一つに、多摩都市モノレールの延伸が位置付けられた。上北台～箱根ヶ崎間の延伸は前答申でもA2路線に位置付けられており、既に導入空間となりうる道路整備が進んでいる。

このような中、答申内容に沿って、平成28年8月に「多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面）連絡調整会議」が設置され、平成30年度の都予算において「事業化に向けた調査費」と「鉄道新線建設等準備基金への積立金」が計上されるなど、検討の深度化が図られているが、新交通システムであるモノレール建設の早期実現は、西多摩地域の将来の発展のために重要な意味があり、まちづくりの継続性という観点からも、一日も早い事業化が必要である。

要 望 事 項	6 住民生活を支える道路、交通、住宅に関すること
	(4) 土砂災害に関する避難確保計画作成のための技術的支援の拡充

(要 旨)

改正土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けされたため、各施設の避難確保計画の作成や避難訓練、見直しについての技術的な支援を図られたい。

(説 明)

水防法等の一部を改正する法律の施行により、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法という」）」が平成29年6月19日に一部改正され、要配慮者利用施設の避難体制強化のため、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となった。大島町の要配慮者利用施設では、現在各施設の避難確保計画作成に向けて取り組んでいるところであるが、実情に合わせた避難確保計画作成、避難訓練の実施、実施後の計画の見直しを行うため、有識者や都の砂防担当部局等からの現地での助言や技術的な支援が必要である。

7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること

(1) 総合的観光対策及び補助制度の充実

(要 旨)

町村において、観光産業は非常に重要であり、都民の観光ニーズに対応するため、総合的な観光対策の確立を図り、その積極的な推進を図られたい。

- ① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃
- ② 観光施設整備事業等補助事業の弾力的な運用
- ③ 観光施設管理運営経費補助制度の創設
- ④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援
- ⑤ 観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援
- ⑥ 在留外国人等への観光情報の提供方法の確立
- ⑦ 観光に資する森林資源整備事業の継続
- ⑧ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたインバウンド観光のための統一アプリケーションの構築
- ⑨ 宿泊事業者負担を軽減するための補助制度の創設

(説 明)

都民の憩いの場としての役割を果たしている西多摩地域及び島しょ地域において、その観光資源を活用した施設整備等の観光対策を充実させ推進することが必要である。

近年の登山・トレッキングのブーム、ラフティングやキャニオニングといった新たなアクティビティの充実等、自然を楽しむ人々や外国人観光客の増加に伴い、町村を訪れる観光客数は増加しており、多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業で観光標識の設置や施設整備、観光パンフレット等の作成を行っている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の効果で外国人旅行者の増加が見込まれることから、ユニバーサルデザインの理念に基づいた観光用公衆トイレの整備を早急に行う必要がある。

また、これらの整備等に係る都補助金は、一事業1,000万円から2,000万円へ限度額の引き上げがあったが、実際の交付額は、補助率である1/2を下回る状況も見られる。補助率どおりの交付をお願いするとともに、更なる補助率の引き上げによる活用しやすい補助制度とする必要がある。

また、小笠原村については振興開発事業の補助対象に交流連携等のソフト事業も含ま

要 望 事 項	7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関するこ
	(3) 島しょ部における生態系の総合調査の実施

(要 旨)

貴重な固有種の保護等のために、島しょ部における生態系の総合調査を都及び国により実施されたい。

(説 明)

島しょ部では、各島に動植物の貴重な種が存在し、鳥類・昆虫・植物等が来島者をひきつける魅力のひとつとなっており、観光資源として活用されるとともに、学術的な研究対象になっている。

しかし、これらの貴重な種が野生化した小動物や外来種により、減少する傾向がみられている。

例えば、御蔵島は世界最大のオオミズナギドリの繁殖地と言われているが、近年、野生化したネコの捕食により数が減少しているとの研究者の報告があった。村では野生化したネコに避妊去勢手術を施しているものの、ネコの増加抑制には至っていない。さらには、ネコが固有種であるミクラミヤマクワガタを捕食する事例も報告されている。また、八丈島ではかつて導入したイタチによって、町の鳥であるアカコッコの減少や在来種のトカゲなどが激減している。

過去にはその島に生息しなかった外来種がほとんどの島で確認されており、各島の生態系の総合的な調査を行い、貴重な固有種の保存等に効果的な手法を探る時期に来ていることから、都及び国による総合的な生態系調査を早急に実施されたい。

要 望 事 項	7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関するこ
	(4) 地球温暖化防止のためのCO ₂ 削減に対する支援及び再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化

(要 旨)

地球温暖化防止策に取り組むため、CO₂削減に対する町村の施策について支援の充実を図られたい。

また、再生可能エネルギー対策への財政支援等を強化されたい。

(説 明)

① CO₂削減に対する町村の施策について支援

都民共通の財産である森林を後世に伝え、より一層のCO₂を吸収するには一市町村の力だけでは限界があるため、CO₂の吸収に貢献する広大な森林を有し、積極的に森林整備を進めている市町村への都制度の拡充が必要である。

- ・ 森づくり事業への支援を希望する区市と森林を有する市町村とのコーディネートシステムの構築に対する調整及び支援
- ・ 都独自のクレジット制度の構築と普及

② 再生可能エネルギー対策への財政支援等

太陽光発電、バイオマス発電や廃棄物発電などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、設備投資及びこれらを運用していくための費用に対する都の財政支援と情報提供が不可欠である。

- ・ 再生可能エネルギー利用拡大のための支援
- ・ 区市町村との連携による地域環境力活性化事業の補助率の引き上げ及び町村が実施する環境政策推進のための財政的支援の拡充

要 望 事 項	8 小中学校等の運営充実と施設整備の促進に関すること
	(1) 小中学校等の運営の充実

(要 旨)

小中学校等の運営の充実を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 島しょ・へき地における小規模校に対する教員の加配
- ② 少人数授業に係る講師配置の時数配当に対する支援体制の維持
- ③ 全学年への少人数（35人以下）学級編制の拡大
- ④ スクールカウンセラー配置事業補助の拡充
- ⑤ 外国人英語指導助手の配置に対する人材確保対策と財政支援
- ⑥ 行政系職員（栄養士・事務職員）の確保
- ⑦ 利島村教員住宅の整備（新築及び改築）
- ⑧ 教師用パソコンの配備に対する補助制度の創設

(説 明)

- ① 島しょ・へき地小規模校の複式学級解消のため、教員の加配措置が必要である。
- ② 主要教科の学力向上を図るため、都の支援を受けて少人数授業を行っているが、講師の時数配当による支援体制の維持が必要である。
- ③ きめ細かい指導を行うため、少人数（35人以下）学級編制を、早期に全学年に拡大することが必要である。
- ④ スクールカウンセラー配置については、小学校の低学年からの相談が必要と思われるケースや家庭内の問題について早期に対応する方が望ましいケースが多い。

中学校においてスクールカウンセラーの常勤配置とともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置は、週2日以上への拡充が必要である。

- ⑤ 町村負担で小中学校の外国人英語指導助手を配置しているが、人材の確保と財源の措置に苦慮している。人材確保対策と財政支援体制の確立が必要である。
- ⑥ 都から派遣されている行政系職員（栄養士・事務職員）が病欠等で不在となった場合は、都の責任において、職員（臨時職員を含む。）を確保する必要がある。
- ⑦ 唯一ある木造住宅1棟3戸の世帯用住宅が整備されてから30年以上経ち、建屋・設備の老朽化が著しい。また、同居家族を持つ教員の異動も多く、世帯用住宅が不足している。早急に現在の住宅の改築をするとともに、3棟の新設が必要である。

⑧ パソコンの機器は更新期間の短縮化が著しく、日々の維持管理並びに教職員からの要望に迅速に対応する必要があることから、町村職員の人的な負担になっており、維持管理に関する必要経費についても町村の大きな負担となっている。

また、教職員の校務負担軽減のほか、IT環境を都内全域で統一化するための整備が必要である。町村に対して、必要なパソコンの配備や、維持管理等に関するサポート経費について、新たな補助制度の創設が必要である。

要 望 事 項	8 小中学校等の運営充実と施設整備の促進に関すること
	(2) 小中学校施設整備の促進

(要 旨)

小中学校施設整備の促進を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 校舎、体育館等の改築等に係る国庫補助に都補助を上乗せ
- ② 国庫補助対象外事業に対する都単独補助制度の創設
- ③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和
- ④ 公立小中学校校庭芝生化事業に対する補助

(説 明)

町村においては、厳しい気象条件から建築物の老朽化が都市部より早く、更に島しょ地域は海洋による影響も加わり、塩害、風害等により学校施設の改築あるいは大規模改修が必要となっている。部分的な改造など国の補助対象外となるものについて、単独事業として実施することは財政的に厳しい状況であり、都の財政支援が不可欠である。

また、義務教育施設整備の建築単価については、島しょ地域は遠距離による海上輸送などにより割高になっており、義務教育施設整備費補助事業における補助対象基準の建築単価を建設局などで採用されている「支庁単価」を適用することが必要である。

校庭芝生化の維持管理経費補助金は、平成27年度から補助期間が5年間となり、リーダー養成等に寄与することとなった。しかし、地域連携事業は、校庭芝生化校の増加で採択される可能性が低くなってしまっており、対象校数の拡大が必要である。さらに、補助対象を一般的な管理経費にまで拡大し、1校当たりの補助金額の拡充と、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた機運醸成やスポーツ振興の面からも補助対象期間の延長を要望する。

要 望 事 項	9 東京オリンピック・パラリンピックに関すること
	(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けての気運醸成への財政支援と聖火リレーの全町村を巡るコース設定

(要 旨)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、各町村の大会開催気運醸成に向けた取り組みへの財政支援と西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡るコース設定にするよう強く求める。

(説 明)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は国民に多くの夢を与えると共に、その経験は次の世代への貴重な財産として受け継がれていくこととなる。

大会の成功に向けて、オール東京での大会開催気運醸成は不可欠である。特に、競技が実施されない西多摩及び島しょ地域でも大会開催気運醸成を図っていくことが重要である。各町村が大会開催気運醸成に取り組むにあたっては、都の財政支援等が不可欠である。

平成30年7月10日に東京都聖火リレー実行委員会が開催され、年内にルート案を作成することが確認されたところである。聖火リレーは、4月の東京オリンピック・パラリンピック調整会議において西多摩及び島しょの全ての町村を巡ることが想定されているところであるが、ルート選定あたっては各町村の意向踏まえたうえで選定するよう強く要望する。

なお、新島村や小笠原村については、式根島や母島など人の居住する全島を巡回コースに組み入れるよう設定されたい。

要 望 事 項	9 東京オリンピック・パラリンピックに関すること
	(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会合宿地の誘致と施設整備の財政支援

(要 旨)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、次の事項について、積極的に財政支援を図られたい。

- ① 大会事前合宿（キャンプ）地の誘致推進にあたり関係機関との調整及び支援
- ② 合宿（キャンプ）に伴う施設整備の財政支援

(説 明)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものである。多摩・島しょにおいても豊かな自然やおもてなしの心で、競技大会事前合宿（キャンプ）地として世界のトップアスリートを迎える、交流を通じて次世代を担う子供たちに大きな夢と感動を与え、地域の活性化につなげたい。競技大会事前合宿（キャンプ）地誘致の調査研究、PR活動を行ううえで、関係機関との調整及び必要な知識・技能・方策について指導、支援が必要となる。

また、合宿（キャンプ）にともなう施設整備について財政面で支援を図られたい。